

## 編入学等に係る単位認定及び入学年次決定に関する申合せ

平成31年1月17日制定

(趣 旨)

第1条 この申合せは、日本大学学則に規定する編入学及び転部による転入（以下「編入学等」という）により、出身大学等（以下「出身校」という）において修得した単位の認定及び入学年次の決定についての必要事項を定める。

(編入学等年次)

第2条 編入学等の年次は、以下に定める単位数の基準により決定する。

年 次	年 次 決 定 基 準
2年次	上限は、下記3年次に定める下限単位数未満とする。
3年次	上限は、80単位とする。 下限は卒業研究履修条件となる最低単位数から、入学年次のカリキュラムにおける年間の最大履修登録単位数を差し引いた単位とする。

2 出願時において履修中の科目については、履修科目がわかる証明書等の提出により、前項の単位数に含めることができる。

3 3年次に合格した者で、出身校の成績確定により認定単位が第1項に定める基準単位数を下回った場合は、2年次へ変更するものとする。

(単位認定)

第3条 単位認定は、出身校で修得した授業科目が、志望学科のカリキュラム設置の授業科目と整合性があるかどうかについて行うものとする。

2 単位認定は、出身校で修得した複数の授業科目を合わせて、当該学科の1科目として認定することができる。

3 当該学科の設置科目に該当しないが、他学科設置科目として読み替え可能な場合は、区分を指定し、定められた上限まで卒業に必要な単位として認定することができる。

4 高等専門学校からの編入学の場合は、前項までの条件を考慮し、出身校の実情に応じて取扱うことができる。

5 前条第3項により2年次に変更となった者の変更理由が、本学部カリキュラムの改定に伴う場合、前条第1項に定める基準を超えて単位認定することができる。

(成績の評価表記)

第4条 授業科目の成績評価は認定とし、成績証明書の表記は「N」とする。

附 則

- 1 この申合せは、平成31年1月17日から施行する。
- 2 昭和63年1月28日制定の「日本大学工学部編入学内規」、昭和54年4月17日制定の「日本大学工学部編入学の単位認定基準」、平成14年4月4日制定の「編入学生の単位認定並びに履修登録単位数について」及び平成17年10月13日制定の「編入学試験以後の単位修得状況による編入学年次の変更についての申し合わせ」は、平成31年3月31日をもって廃止する。